

## 2章 障がい者手帳の交付

### (1) 身体障がい者手帳の交付 ⑤

内 容	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、HIV感染による免疫機能及び肝臓機能に障がいのある人に交付します。手帳には、障がいの程度により1級から6級までの区分があります。手帳を取得することにより、障がいの種別と程度に応じたサービスを利用できるようになります。
申 請 手 続	居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課で相談し、申請に必要な交付申請書と診断書用紙を受け取り、指定医師*の診断を受けてから、その診断書と写真を添えて手続きしてください。 なお、15歳未満の児童については、保護者が代わって申請することになります。 また、HIV感染による免疫機能障がいにかかる申請については、代理申請又は郵送による申請・交付が認められます。 ※下記Webページから、指定医師を検索できます。 <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/joho-kensaku/index.php?site=shiteiishi">http://www.pref.osaka.lg.jp/joho-kensaku/index.php?site=shiteiishi</a>
等 級 変 更	障がいの程度が変わったと思われる人は、指定医師の診断書を添えて申請してください。
居住地、 氏名変更	転居された場合、新しい居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課に「居住地変更届」を提出してください。氏名を変更された場合も、届出書を居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課に提出してください。
再交付	紛失又は破損したときは、写真を添えて居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課に再交付の申請をしてください。
返 還	手帳の交付を受けた人が障がいを有しなくなったとき、又は死亡された場合は、手帳を知事に返還しなければなりません。その際には、「返還届」を提出してください。
その他	手帳は、他人に譲渡したり、貸与することはできません。
窓 口	居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課（資料編1ページ）

【手帳の交付対象となる障がいの範囲】（等級一覧表は、資料編43ページ）

1. 次に掲げる視覚障がいで、永続するもの

① 良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい

- 、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.1以下のもの
- ② 良い方の眼の視力が0.6かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの
  - ③ 周辺視野角度（I / 4 視標による。）の総和がそれぞれ80度以下又は両眼中心視野角度（I / 2 視標による。）が56度以下のもの
  - ④ 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの
  - ⑤ 両眼解放視認点数が100点以下又は両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
2. 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障がい、永続するもの
- ① 両耳の聴カレベルがそれぞれ70デシベル以上のもの
  - ② 一耳の聴カレベルが90デシベル以上、他耳の聴カレベルが50デシベル以上のもの
  - ③ 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
  - ④ 平衡機能の著しい障がい
3. 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい
- ① 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
  - ② 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障がい、永続するもの
4. 次に掲げる肢体不自由
- ① 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障がい、永続するもの
  - ② 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
  - ③ 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
  - ④ 両下肢のすべての指を欠くもの
  - ⑤ 一上肢のおや指の機能の著しい障がい又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障がい、永続するもの
  - ⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、その程度が①から⑤までに掲げる障がいの程度以上であると認められる障がい
5. 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、H I V感染による免疫又は肝臓の機能の障がい、かつ、日常生活に著しい制限を受ける程度であると認められるもの

## (2) 診断料の助成 (身)

内 容	<p>手帳の交付申請をする人（新規交付申請者、再交付申請者又は過去に申請した際に、経過観察期間の不足等により、再診断と判定された者）で、市町村民税非課税世帯に属する人に対して、市町村を通じて手帳交付の申請の際に要した診断料を助成します。（ただし、生活保護世帯に属する人は除きます。）</p> <p>なお、申請には、身体障がい者手帳交付申請書、診断料請求書及び医療機関の領収書が必要です。</p>
窓 口	居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課（資料編1ページ）

## (3) 療育手帳の交付 (知)

内 容	<p>知的障がいと判定した方に交付します。手帳には、障がいの程度によって、A（重度）、B1（中度）、B2（軽度）の区分があります。手帳を取得することにより、障がいの程度に応じたサービスを利用できるようになります。</p>
申 請 手 続	<p>居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課で相談し、申請に必要な交付申請書を受け取り、必要事項を記入の上、写真を添えて手続きしてください。</p>
再判定	<p>療育手帳交付の際に、次の判定時期が指定されますので、その時期までに再判定を受ける必要があります。（更新申請）</p>
居住地、氏名変更	<p>転居された場合、新しい居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課に「療育手帳記載事項変更届出書」を提出してください。氏名を変更された場合も、上記「届出書」を居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課に提出してください。</p>
再交付	<p>紛失又は破損したときは、写真を添えて居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課に再交付の申請をしてください。</p>
返 還	<p>手帳の交付を受けた人が死亡された場合、または対象事項に該当しなくなった場合には、手帳を知事に返還しなければなりません。その際には、「療育手帳返還届出書」を提出してください。</p>
その他	<p>手帳は、他人に譲渡したり、貸与することはできません。</p>
窓 口	居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課（資料編1ページ）

※ 障がい福祉サービスについては、療育手帳の所持は必須ではありません。  
障がい福祉サービスの申請に関する詳細については、各市町村にお問い合わせください。（あわせて7章もご参照ください。）

#### (4) 精神障がい者保健福祉手帳の交付 精

内 容	<p>次ページの交付対象となる障がいの範囲及び等級に該当する方に交付します。手帳には、障がいの程度により1級から3級までの区分があります。手帳を取得することにより、障がいの程度に応じたサービスを利用できるようになります。また、手帳用診断書により取得した手帳であれば、自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定を受けることができる場合があります。（詳細につきましては、居住地の市町村精神保健福祉担当課（東大阪市では保健センター）にお問い合わせください。）</p>
申請手続	<p>最寄りの市町村精神保健福祉担当課（東大阪市では保健センター）で申請書をお渡ししますので、記入の上、医師の診断書（所定の様式のもので、※初診日から6ヵ月以上経過した時点のもの）又は障がい年金証書の写しに写真を添えて、住所地の市町村精神保健福祉担当課（東大阪市では保健センター）に提出してください。</p> <p>なお、年金証書の写しを添える場合は、さらに次の書類が必要です。</p> <p>①直近の年金振込通知書の写し又は直近の年金支払通知書の写し ②年金事務所又は共済組合等に照会するための「同意書」</p>
更 新	<p>手帳の有効期限は2年です。更新される場合には更新の手続きが必要ですが、更新の手続きは有効期限の3ヵ月前から行うことができます。次の書類を住所地の市町村精神保健福祉担当課（東大阪市では保健センター）に写真を添えて提出してください。</p> <p>(1)申請書 (2)現在お持ちの手帳の写し (3)診断書（所定の様式のもの）又は障がい年金証書の写し 障がい年金証書の写しを添える場合は、次の書類が必要です。</p> <p>①直近の年金振込通知書の写し又は直近の年金支払通知書の写し ②年金事務所又は共済組合等に照会するための「同意書」</p>
等級変更	<p>障がいの程度が変わったと思われる人は、新規申請の場合と同様の手続を行ってください。</p>
居住地、氏名変更	<p>転居された場合、新しい居住地の市町村精神保健福祉担当課（東大阪市では保健センター）で手続を行ってください。</p> <p>(1)権限移譲（※17ページ）した市町村の区域内に転居された場合は、現在お持ちの手帳の写し、写真を添えて申請書を提出してください。</p> <p>(2)権限移譲をしていない市町村の区域内へ転居された場合は、「記載事項変更届」を提出してください。</p> <p>氏名を変更された場合も、(2)の変更届を居住地の市町村精神保健福祉担当課（東大阪市では保健センター）に提出してください。</p>

再交付	紛失または破損したときは、市町村精神保健福祉担当課(東大阪市では保健センター)に「再交付申請書」を、写真を添えて提出してください。
返還	手帳の交付を受けた人が死亡された場合、手帳を知事に返還しなければなりません。その際には、「返還届」を提出してください。
その他	手帳は、他人に譲渡したり、貸与することはできません。
窓 口	居住地の市町村精神保健福祉担当課 (東大阪市では保健センター(資料編24ページ))

※ 障がい福祉サービスについては、精神障がい者保健福祉手帳の所持は必須ではありません。障がい福祉サービスの申請に関する詳細は、各市町村にお問い合わせください。(あわせて7章もご参照ください。)

### ◎生活保護を受給している方の障がい者加算について

生活保護の受給対象となる方が、障がい年金を受給しておられる場合や障がい者手帳を取得されている場合など(症状固定日以後または症状が固定していなくても障がいの原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日から1年6か月経過後等)、その障がいの等級などにより、障がい者加算が受けられる場合があります。

詳しくは、お住まいの市町村等の生活保護担当課にお問い合わせください。

### 【手帳の交付対象となる障がいの範囲及び等級】

#### 1. 障がいの範囲

統合失調症、気分(感情)障がい、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質性精神障がい(記号障がい、遂行機能障がい、注意障がい、社会的行動障がい)、発達障がい及びその他の精神疾患が対象であるが、知的障がいは含まれない。

#### 2. 障がい等級

1級、2級、3級の三等級とする。手帳の1級及び2級は、国民年金の障がい基礎年金の1級及び2級と同程度。手帳の3級は、厚生年金の3級よりも広い範囲のものとする。

1級 — 精神障がいであって日常生活の用を弁することを不能ならしめる程度のもの

2級 — 精神障がいであって日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

3級 — 精神障がいであって日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

※初診日：当該障がいの原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日

## (5) 障がい者手帳交付事務の市町村への権限移譲について (身) (精)

大阪版地方分権推進制度に基づき、住民に身近な次の事務について、順次希望する市町村に権限移譲を行いました。

- 身体障がい者手帳の交付等の事務
- 精神障がい者保健福祉手帳の交付等の事務

これにより、権限を移譲した市町村では、それぞれの市町村名で手帳を交付します。

※ 手帳の交付対象となる方に変更はありません。

※ これまで大阪府が交付した手帳は、権限の移譲後も有効です。

障がい者手帳交付事務市町村移譲時期一覧

令和2年4月現在

移譲年月	身体障がい者手帳	市町村数	精神障がい者保健福祉手帳	市町村数
H23.4月	寝屋川市(H31.4中核市移行)	1	寝屋川市、和泉市、摂津市、忠岡町	4
H23.7月	柏原市	1	柏原市	1
H23.10月	池田市、泉大津市、茨木市、箕面市、摂津市、豊能町、能勢町	7	池田市、泉大津市、茨木市、箕面市、豊能町、能勢町	6
H24.1月	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村	6	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村	6
H24.4月	八尾市(H30.4中核市移行)、和泉市	2	豊中市、八尾市、東大阪市	3
H24.10月	岸和田市、吹田市(R2.4中核市移行)、松原市、交野市、枚方市(H26.4月中核市移行)	5	岸和田市、吹田市、松原市、熊取町	4
H25.1月	貝塚市	1	貝塚市、羽曳野市、藤井寺市	3
H26.10月	大東市	1	大東市	1
H28.1月	高石市	1	高石市	1
H28.4月	門真市	1	門真市	1
H29.1月	泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町	6	泉佐野市、泉南市、阪南市、田尻町、岬町	5
H29.7月			枚方市	1
府交付市町(移譲なし)	守口市、羽曳野市、藤井寺市、四條畷市、島本町、忠岡町	6	高槻市、守口市、四條畷市、交野市、島本町	5
	合計	38	合計	41

※ 政令指定都市、中核市における身体障がい者手帳の交付は、政令指定都市、中核市が行います。

政令指定都市における療育手帳の交付は、政令指定都市が行います。